

お問い合わせ・申請は、お住まいの区役所・総合支所へ

担当部署	所在地	電話番号(代表)
青葉区役所家庭健康課(健康増進係)	青葉区上杉1-5-1	022-225-7211
青葉区宮城総合支所保健福祉課(保健係)	青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111
宮城野区役所家庭健康課(健康増進係)	宮城野区五輪2-12-35	022-291-2111
若林区役所家庭健康課(健康増進係)	若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
太白区役所家庭健康課(健康増進係)	太白区長町南3-1-15	022-247-1111
太白区秋保総合支所保健福祉課(保健係)	太白区秋保町長袋字大原45-1	022-399-2111
泉区役所家庭健康課(健康増進係)	泉区泉中央2-1-1	022-372-3111

がんのこと、相談したい。そんな時は…

(令和8年4月現在)

がん相談支援センター 一覧

仙台厚生病院	「がん相談支援センター」	仙台市青葉区堤通雨宮町1-20 022-728-8000(代表)
東北公済病院	「患者サポート室」	仙台市青葉区国分町2-3-11 022-227-2211(代表)
東北大学病院	「がん診療相談室」	仙台市青葉区星稜町1-1 022-717-7115(直通)
東北労災病院	「がん相談支援センター」	仙台市青葉区台原4-3-21 022-275-1111(代表)
仙台オープン病院	「医療福祉相談室」	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1 022-252-1111(代表)
仙台医療センター	「がん相談支援センター」	仙台市宮城野区宮城野2-11-12 022-293-1118(直通)
東北医科薬科大学病院	「相談支援センター / がん相談支援センター」	仙台市宮城野区福室1-12-1 022-259-1221(代表)
仙台市立病院	「がん相談支援センター (医療福祉相談室内)」	仙台市太白区あすと長町1-1-1 022-308-7111(代表)
JCHO仙台南病院	「地域医療連携室」	仙台市太白区中田町字前沖143 022-306-1740(直通)
JCHO仙台病院	「患者サポートセンター」	仙台市泉区紫山2-1-1 022-378-9117(直通)
宮城県立がんセンター	「がん相談支援センター」	名取市愛島塩手字野田山47-1 022-384-3151(代表)
宮城県がん総合支援センター	(公益財団法人 宮城県対がん協会内)	仙台市青葉区上杉5-7-30 022-263-1560(直通)

作成 仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課 TEL 022-214-8198 (直通)

(令和8年4月発行)

令和8年度

仙台市アピアランスケア 助成事業のご案内

申請期間：令和8年6月1日(月)～令和9年3月31日(水)(必着)

18歳未満の方が、がん以外の疾患に伴う脱毛に対応する目的で
購入した医療用ウィッグを助成対象品目に追加しました

仙台市アピアランスケア助成事業

がんに罹患した方等の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグ及び乳房補正具の購入費用の一部を助成します。

医療用ウィッグ・乳房補正具とは

- **医療用ウィッグ**
がん治療等による脱毛などでお悩みの方が、一時的に着用するウィッグのことです。
- **乳房補正具**
がん治療(手術療法に限ります)により切除された乳房を補正するための、人工乳房、パッド、ニップルのことです。

がんに罹患した方の外見(アピアランス)へのお悩みに対し、精神的なケアや生活の質を高める役割があります。

仙 台 市

仙台市ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/kenkosesaku-zoshin/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kenshin/oshirase/wig.html>

[仙台市][アピアランスケア][助成]で検索!

仙台市 アピアランスケア 助成 🔍



購入費助成の対象となる方

(以下の1～7のすべてにあてはまる方)

- 1 申請日時時点で仙台市内に住民票がある方
※お亡くなりになられた方は申請できません。
- 2 がんと診断され、現在治療中または過去に治療を受けたことのある方
若しくは18歳未満の方で、がん以外の疾患と診断され、現在治療中または過去に治療を受けたことのある方
- 3 がん治療に伴う脱毛又は乳房の切除により、治療と就労や社会参加等の両立に支障が出るまたは出るおそれがある方
若しくは18歳未満の方で、がん以外の疾患に伴う脱毛により、治療と就労や社会参加等の両立に支障が出るまたは出る恐れのある方
- 4 過去に仙台市及び他の自治体の医療用ウィッグ・乳房補正具の購入費助成を受けていない方
- 5 世帯の市民税のうち所得割課税年額が304,200円未満である方
- 6 市税の滞納がない方
- 7 暴力団等と関係を有していない方

対象となる医療用ウィッグ・乳房補正具の種類

令和8年4月1日から令和9年3月31日に購入した**全頭用ウィッグ**又は**乳房補正具**(人工乳房・パッド・ニップル)が対象となります。

- 「医療用」の名称以外で販売されているウィッグも対象となります。
- 部分用のウィッグや毛髪付き帽子タイプのウィッグ、体内に挿入する人工乳房や補正下着を除きます。
- 本体価格に含まれない付属品やケア用品(クリーナー、リンス及びブラシ等)の購入経費や購入のために要した交通費、送料及び手数料等を除きます。

助成金額

購入費用【本体価格+消費税】の1/2の額

※上限額があります。

医療用ウィッグ 20,000円/乳房補正具のうち人工乳房・ニップル 20,000円、パッド 10,000円

※助成回数は対象者1人に対し、がん治療に伴う脱毛に対する医療用ウィッグ、がん以外の疾患に伴う脱毛に対する医療用ウィッグ、乳房補正具(右側)、乳房補正具(左側)について、各1回1点限りです。

申請に必要な書類など

必ずお住まいの区役所・総合支所に連絡し、詳しい説明を受けてからご準備ください。

- 1 **医療用ウィッグ・乳房補正具本体の購入価格が分かる領収書の写し**
※医療用ウィッグの場合：全頭用ウィッグであること、単価(税込)及び購入台数が明記されたもの。
※乳房補正具の場合：人工乳房(着脱式)・パッド・ニップル(着脱式)であること、単価(税込)及び購入台数が明記されたもの。
※インターネット購入時も単価(税込)及び購入台数が明記された書類が必要です。
- 2 **がん治療等による脱毛又は乳房切除を証明する書類の写し**
※がんの病名と治療方針が明記されている書類
例) がん治療に関する説明書・治療方針計画書など
※対象者が18歳未満の方で、がん以外の疾患に伴う脱毛のために申請をする場合は、自己申告書(様式があります)と医療機関の領収書により上記証明書類に代えることができます。詳細は市HPをご確認ください。
※申請者の状況により提出書類が異なりますので、説明を受ける際にご確認ください。
- 3 **仙台市アピアランスケア助成金交付申請書等**
(申請書は区役所・総合支所窓口で配布するほか、仙台市ホームページからダウンロードできます)
- 4 **振込先通帳の写し**
- 5 **令和8年1月1日現在、仙台市に住民票がない場合は、前住所地の課税または非課税証明書の写し**

申請の流れ

- STEP1 申請の前にお住まいの区役所・総合支所に連絡し、申請に必要な書類等について詳しい説明を受けてください。(連絡先は裏面参照)
- STEP2 申請に必要な書類を準備し、お住まいの区役所・総合支所へ提出してください。(郵送でも受け付けます)
- STEP3 申請書類を受理後、仙台市で資格審査の上、助成金を交付します。



申請期間

令和8年6月1日(月)～令和9年3月31日(水)(必着)